

平塚市監査委員	高梨	秀美
同	大塚	政弘
同	須藤	量久
同	吉野	和美

## 監査の結果について（公表）

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

### 1 監査の対象範囲及び対象団体

下記の監査の対象とした団体の平成29年度の出資に係る出納・その他の事務

- (1) 公益財団法人平塚市生きがい事業団
- (2) 平塚市土地開発公社

### 2 監査の実施期間

平成30年6月12日から平成30年7月20日まで

### 3 監査の方法及び一般監査項目

各団体に対し財務諸表、総勘定元帳等の提出を求め、出資目的に沿った事業が行われたか、事業報告・決算諸表に記載された数値は正確であったか、事務処理は良好になされているかを調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

一般監査項目

- (1) 事務事業及び管理運営事項
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務  
契約事務、補助金等の事務
- (4) 財産の管理事務
- (5) 庶務その他事務

### 4 監査の結果

- (1) 公益財団法人平塚市生きがい事業団

ア 事業は出資の目的に沿って行われており、出納その他の事務の執行について、公益法人会計基準等に基づいて適正に処理されていると認められた。

イ 事業報告書、決算諸表に記載された数値は正確であると認められた。

(2) 平塚市土地開発公社

- ア 事業は出資の目的に沿って行われており、出納その他の事務の執行について、土地開発公社経理基準要綱等に基づいて適正に処理されていると認められた。
- イ 事業報告書、決算諸表に記載された数値は正確であると認められた。

以 上